

令和元年 10月15日

埼玉県知事
大野元裕様

無所属県民会議
代表 岡重夫
同台風19号災害対策本部
本部長 平松大佑

台風19号による被害対策を求める緊急要請

貴職におかれましては、日々、埼玉県の発展のためご尽力を頂いておりますことに感謝を申し上げます。

さて、令和元年10月12日から14日にかけて、台風19号による被害が全国各地で発生しました。本県においても河川氾濫や、土砂災害等が発生し、甚大な被害をもたらしました。

無所属県民会議では、その対策として10月11日には会派内に「台風19号災害対策本部（平松大佑本部長）」を設置し、会派構成議員による情報収集や対策の検討などを行ってまいりました。そこで、この度、台風19号の接近に伴う被害への対策について、情報と検討に基づいて埼玉県が取り組むべき事項について下記にまとめました。

知事におかれましては、内容を精査の上、対策を講じて頂きますよう要請いたします。

記

【緊急の対策を求めるもの】

1. 姫宮落川の早急、かつ大規模な川幅拡幅工事を実施すること。特に、白岡市爪田ヶ谷地区～宮代町笠原地区を最優先で実施すること。
2. 朝霞水門の開閉について柔軟な対応ができるよう国へ働きかけること。
3. 国、県による内間木排水機場の機能強化を図ること。
4. 荒川右岸流域下水道 柳瀬川幹線の満管により新座市新座3丁目で汚水逆流による被害が発生した。再発防止のための荒川右岸流域下水道 柳瀬川幹線の機

能強化を図ること。

5. 決壊してしまった都幾川について東松山市正代・葛袋・神戸・下唐子地内の堤防強化と早期復旧を図ること。

6. 久喜市菖蒲町上栢間の元荒川左岸堤防上部道路の陥没により宅地が孤立した。堤防の早期修繕と対策を講じること。

7. 避難所として県と協定を結んでいない市町村の指定避難所が使用できないという事態が発生した。市町村の指定避難所について県との協定を精査すること。

8. 農業被害に関しては状況の正確な把握に引き続き努めるとともに、被害農家の救済を迅速に進めること。

9. 被災自治体の罹災証明書発行における現地確認の簡素化や自己申告制など罹災証明書の発行支援を行うこと。

10. 行田市佐間水門の開閉について柔軟な対応ができるよう国へ働きかけること。

11. 鴻巣市の糠田排水機が停止し、元荒川および赤堀川の水位上昇の危険があった。排水機場の早期の点検、機能強化を図ること。

12. 元荒川の護岸、堤防の強化を図ること。特に、市の縄・寺谷・安養寺・郷地・笠原地区についての護岸、堤防の強化を早急に行うこと。

13. 流下能力に影響を及ぼす河川中の樹木の抜根を早期に実施すること。

14. 中川(鷲宮地区)、青毛堀川(久喜地区)、野通川(菖蒲地区)では河川中の樹木にごみ等がたまり、流加能力に影響が出たものと思われる。これらの樹木の伐根を早期に実施すること。

15. 武蔵水路の水門が閉められたため、元荒川では一部越水が発生した。下流への影響を考慮しつつも、流域自治体に被害が発生しないよう、実効性ある情報連絡体制を再構築すること。

16. 柳瀬川について早急な浚渫を行うこと。特に志木市、新座市分の浚渫を早急に行うこと。

17. 水谷調節池を早急に完成させること。

18. 浸水エリアにおける法定外の消毒作業について、県としての支援を検討すること。

19. 制度上、可能であれば被災者の仮住居として、県営住宅の提供を行うこと。

20. 妻沼地区の石田川、妻沼小島排水機場の動力が電気のみのため、停電時には機能停止となる。バックアップ電源の検討を行うこと。

21. 久喜市の備前前堀川（NHK 鉄塔付近陣屋橋から山王橋付近まで）の改修を早期に実施すること。

22. 久喜市菖蒲町菖蒲、菖蒲町三箇、菖蒲町台、除堀、原、樋ノ口で庄兵衛堀川の越水による被害があった。毎年、越水による被害に苦しんでいる。改修を早期に実施すること。

23. 引き続き県内被害の早急な掌握に努めること。

24. 県内の各自治体に対する復旧支援を行うこと。

25. 復旧のための財源措置を国に強く求めること。

※特に避難所の在り方については現地で多くの問題点が確認された。早急な改善を求めるものである。

【長期的な視野に立って取組を求めるもの】

1. ペット同伴で受け入れ拒否をされた避難者の発生など、指定避難所の在り方について課題が残る。県として各自治体に指定避難所の標準モデルを示すこと。

2. 台風の際、荒川右岸下水処理場は処理能力を越えてしまった。マンホールか

らの吹き出しも確認された。実際には雨水管は満杯だったが污水管には余裕があった。

污水管の誤接続や、宅地内や道路に溜まった雨水を流すために、污水ますやマンホールを開けたことが原因と考えられる。非常に危険な行為であると共に、水質汚濁にも繋がる。今後、下水道の雨水浸入防止対策のための啓発を行うこと。

3. 内水氾濫による浸水被害が頻発している各自治体の財政負担は多大なものとなっている。調整池の設置、排水ポンプ整備等を推進するため、財源を措置すること。

4. 県内の道路、河川、公園、下水道に被害が発生している。復旧のため、必要な財源を早急に措置すること。

5. 避難行動要支援者への対応が自治体によってまちまちであった。県として各自治体の果たすべき役割を明確にすること。

6. 大規模水害時に県有施設の開放を含めた広域避難計画を埼玉県の主導で検討すること。

7. 指定避難所の整備について進めること。

8. 新河岸川も増水し、和光市新倉地区はあとわずかで越水していた。現在進行中の新河岸川の築堤工事を早期に完成させること。

9. 国道 463 号線の羽根倉橋志木市周辺については早急な荒川堤防のかさ上げについて、県からも国へ要望すること。

以上